

多量排出事業者等による
「産業廃棄物処理計画」等作成の手引

長野市環境部廃棄物対策課

令和2年4月

目次	1
1 はじめに	2
2 用語の定義	3
3 多量排出事業者及び準多量排出事業者の定義	3
4 多量排出事業者等の判断基準	3
(1) 産業廃棄物の発生量の捉え方	3
(2) 処理計画等の作成単位	5
(3) 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い	7
5 処理計画等の作成・提出	8
(1) 提出書類の種類等	8
(2) 処理計画の作成・様式	8
(3) 処理計画の提出期限	8
(4) 実施状況報告の作成・様式	10
(5) 実施状況の報告期限	10
6 公表	10
7 様式	11
様式第2号の8（第8条の4の5関係）	11
様式第2号の9（第8条の4の6関係）	18
様式第2号の13（第8条の17の2関係）	22
様式第2号の14（第8条の17の3関係）	29
様式第33号（規則第64条関係）	33
様式第34号（規則第64条関係）	40
8 関連法令等	44
産業廃棄物の種類	48
特別管理産業廃棄物の種類	49

1 はじめに

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済活動やライフスタイルを見直し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を構築するため、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が制定されました。

この基本法の制定に合わせて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律も改正され、排出事業者による産業廃棄物の減量化等に向けた自主的な取組みを促進するため、多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及び当該計画の実施の状況（以下「処理計画等」という。）を作成し、知事（長野市のような政令市は市長）に提出することが義務付けられました。

平成22年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行規則の改正では、処理計画等の様式が改められ、処理計画等がインターネットにより公表されることになり、処理計画等を提出せず又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料が科されることとなりました。

平成23年6月1日に長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例が施行され、前年度に500トン以上1,000トン未満の産業廃棄物を生ずる事業場を長野市内に有する事業者（以下「準多量排出事業者」という。）は、処理計画等を提出するよう義務付けました。

平成29年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正では、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（前同）の運搬又は処分を他人に委託する場合に、電子マネIFESTの使用が義務付けられ（令和2年4月1日施行）、処理計画及び実施状況報告に新たに「電子情報処理組織の使用に関する事項」が設けられた。

本手引は、多量排出事業者及び準多量排出事業者が、処理計画等を作成する際に役立つよう作成したものです。これを参考に、処理計画等を適切に作成し、提出してください。

（本手引は、環境省が作成したマニュアルをもとに長野市版として作成したものです。）

廃棄物対策課ホームページにも掲載しています。

2 用語の定義

本手引における用語の定義は、下記のとおりとします。

- 「法」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- 「政令」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）
- 「省令」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）
- 「条例」・・・長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成22年12月27日長野市条例第66号）
- 「規則」・・・長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成22年12月27日長野市規則第45号）

3 多量排出事業者及び準多量排出事業者（以下「多量排出事業者等」という。）の定義

（1）多量排出事業者

法に規定する多量排出事業者とは、その事業活動に伴う前年度の**産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が合計1,000トン以上**である事業場を設置している事業者及び**特別管理産業廃棄物は50トン以上**である事業場を設置している事業者をいいます。

（2）準多量排出事業者

条例に規定する準多量排出事業者とは、その事業活動に伴う前年度の**産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が合計500トン以上1,000トン未満**の事業場を設置している事業者をいいます。

※ 中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。）は、多量排出事業者等には含みません。

4 多量排出事業者等の判断基準

（1）産業廃棄物の発生量の捉え方

多量排出事業者等であるかどうかを判断する基準は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の発生量（以下「発生量」という。）の捉え方が重要となります。

発生量については、一般的には廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を指しますが、事業活動の内容や廃棄物の種類によっては、生産工程の中で脱水等の減量操作が加えられるような場合が想定されます。

そこで、発生量の判断に当たっては、生産工程の中で行われる減量操作等の工程を経て発生する場合には、その発生時点での量とし、生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理としての操作を経て発生する場合には、当該廃棄物処理工程前での量とします。

同様に、自ら直接再生利用する、あるいは中間処理することにより発生した廃棄物を減量化する場合についても、その量は「自ら直接再生利用した量」あるいは「自ら中間処理した量」として把握されるため、「発生量」はその前の時点での量として捉えることとなります。

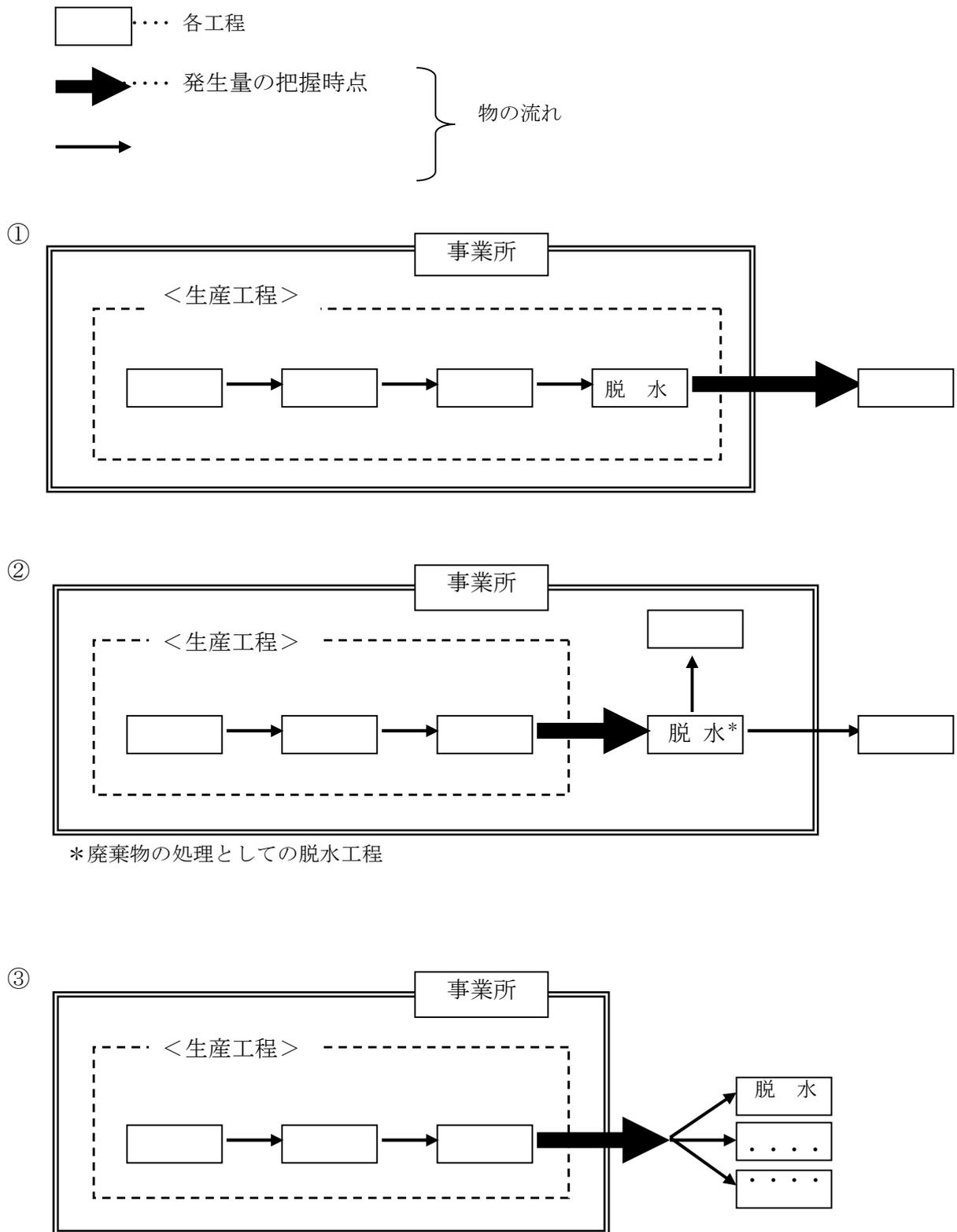
例えば、ある事業場から500トン以上の産業廃棄物が発生し、自社の別の事業場で当該産業廃棄物の処理を行う場合には、当該処理に係る発生量については、自ら中間処理する量等とし、当該廃棄物に関する処理計画の作成は、廃棄物を発生した事業場において行うこととします。処理計画等では発生量を重量として把握するため、体積や数量で把握される場合には比重を用いるなどし、重量に換算して算出してください。

[例：汚泥の場合]

汚泥については、脱水・乾燥前と脱水・乾燥後で重量が大きく異なるので、発生量の把握時点は次のとおりとします。（**図1参照**）

- ① 製品の生産工程又は一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合は、その脱水・乾燥工程後の重量とします。
- ② 同一敷地内に脱水・乾燥施設があり、その目的が廃棄物処理としての汚泥の脱水・乾燥と捉えられる場合は、その脱水・乾燥工程前の重量とします。
- ③ 施設から脱水・乾燥等の工程を経ずに発生される場合は、その発生時点での重量とします。

図1 産業廃棄物の発生量の把握時点



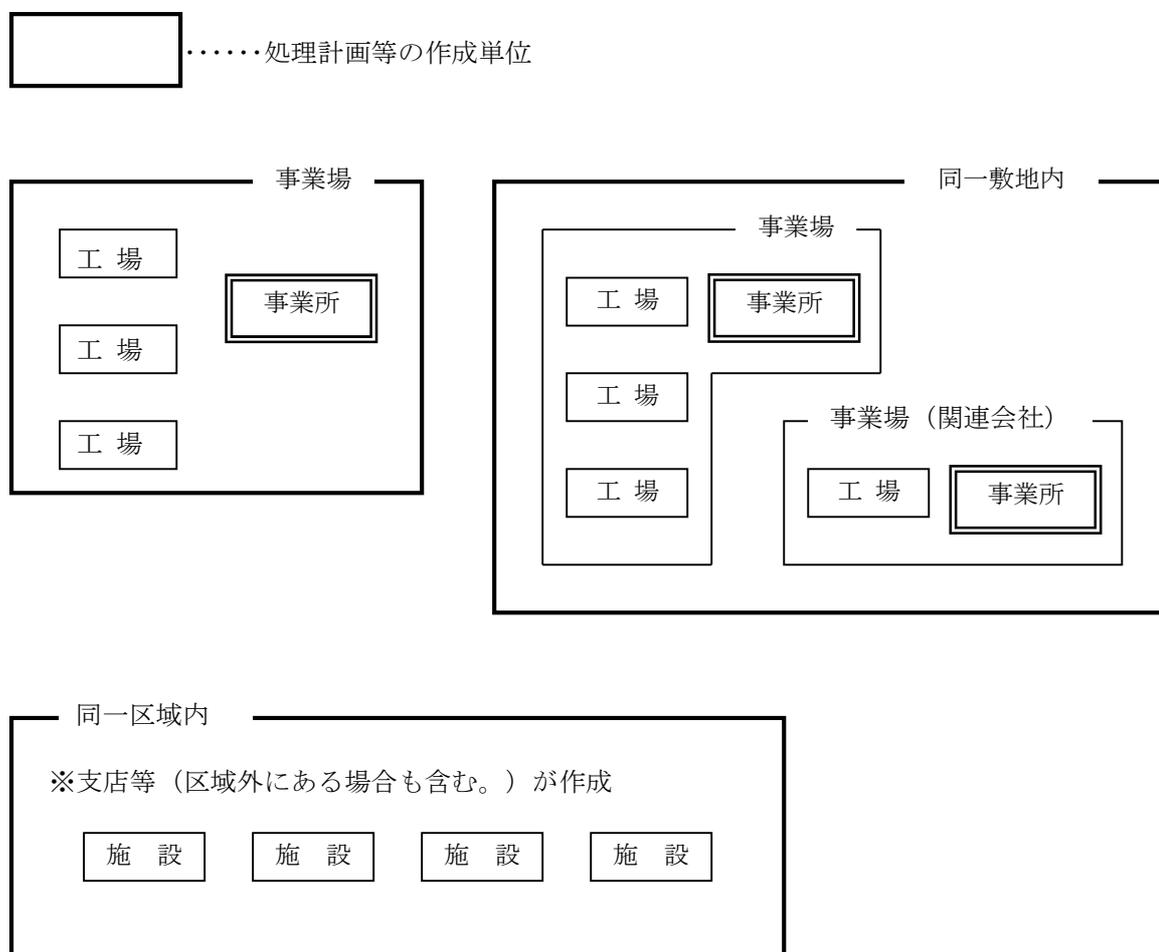
(2) 処理計画等の作成単位

ア 製造業等

製造業等の場合は、事業場ごとに処理計画等を作成することを基本とし、多量排出事業者等に該当するかどうかは事業場毎に判断します。なお、多量排出事業者等が処理計画等を作成する際、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることができます。

また、事業者が区域内（都道府県又は政令市の管轄地域内をいう。以下同じ。）に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合で、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて多量排出事業者等に該当するかどうかの判断をすることとします。この場合には、処理計画等の作成はそれら区域内の施設を管轄している本店、支店、営業所等（以下「支店等」という。）が行うこととします。（図2参照）

図2 製造業等における処理計画等の作成単位



イ 建設業等

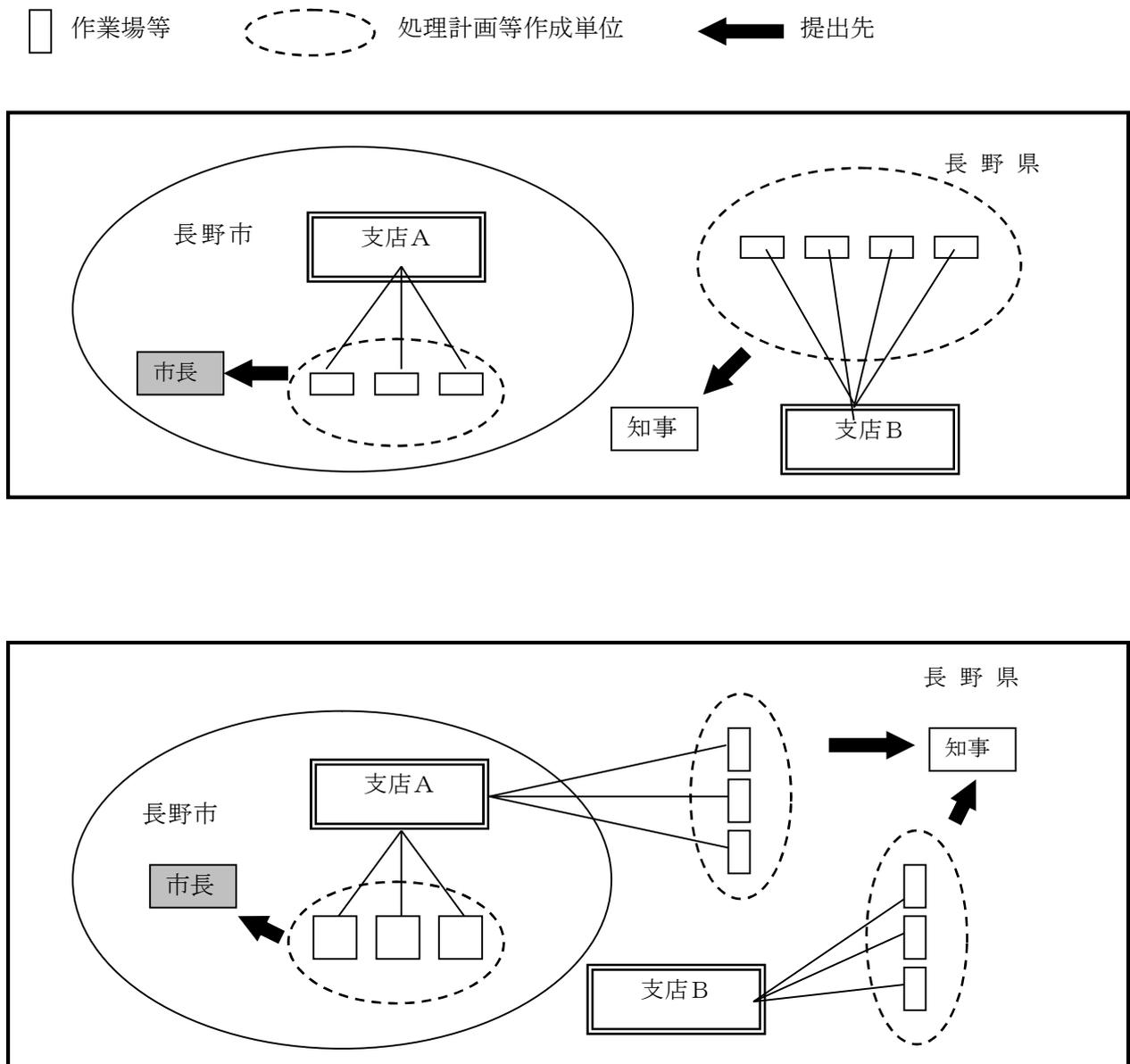
建設業等の場合、建設業における作業場や工事現場（以下「作業場等」という。）のように、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場の場合は、廃棄物の減量及びその他適正処理の促進という目的に照らし、区域内の作業場等を総括的に管理している支店等毎に区域内に係る処理計画等を作成することを基本とします。多量排出事業者等に該当するかどうかは、同一区域内の支店等が管理する作業場等を合わせて判断します。（長野市及び長野市を除く長野県は、それぞれ別の区域となりますので、支店ごとに長野市内及び長野市を除く長野県内における作業場等での発生量を別々に捉えて判断してください。）

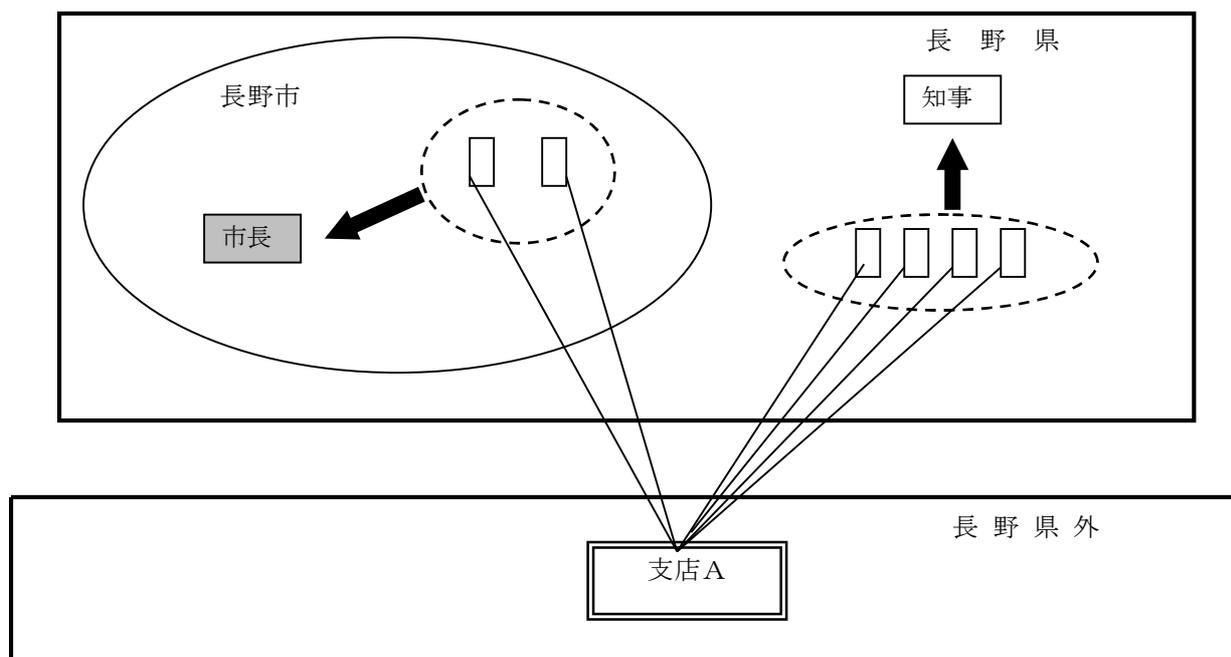
（図3参照）

なお、多量排出事業者等が処理計画等を作成する際、同一敷地内の関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、作成する処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることもできます。

建設工事（土木建設に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）をいう。以下同じ。）における排出事業者には、元請業者が該当します。

図3 建設業等における処理計画等の作成単位と提出先





(3) 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い

処理計画等は、当該年度に現に事業場を設置している事業者が作成することとされています。従って、前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が500 トン以上であった事業場であっても、当該年度にその事業場が撤去されていて存在しないような場合には、前年度の産業廃棄物の発生量に拘らず、当該事業場に係る処理計画等の作成義務は生じません。

一方、複数の施設や作業所等について支店等がまとめて処理計画等を作成する場合には、それらの施設や作業所等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合であっても、それらは当該年度の処理計画には含みませんが、多量排出事業者等の判断に用いる前年度の発生量については含みます。

5 処理計画等の作成・提出

(1) 提出書類の種類等

多量排出事業者等が提出する書類、提出期限等は次のとおりです。なお、処理計画書等の作成・提出の流れについては、図4のとおりです。

対象事業者	提出書類	内容	提出期限
産業廃棄物 多量排出事業者等 (前年度発生量 500トン以上)	産業廃棄物処理計画	★法によるもの ・省令様式第2号の8	当該年度 6月30日
		★条例によるもの ・規則様式第33号	
	産業廃棄物処理計画 実施状況報告	★法によるもの ・省令様式第2号の9	翌年度 6月30日
		★条例によるもの ・規則様式第34号	
特別管理産業廃棄物 多量排出事業者 (前年度発生量 50トン以上)	特別管理産業廃棄物 処理計画	★法によるもの ・省令様式第2号の13	当該年度 6月30日
	特別管理産業廃棄物 処理計画実施状況報告	★法によるもの ・省令様式第2号の14	翌年度 6月30日

[様式は、P11～P43 記載]

(2) 処理計画の作成・様式

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画は、省令第8条の4の5に規定する事項について省令様式第2号の8により作成し、特別管理産業廃棄物処理計画は、省令第8条の17の2に規定する事項について省令様式第2号の13により作成し、提出してください。

準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画は、規則第64条第1項に規定する事項について規則様式第33号により作成し、提出してください。

処理計画書への記載に当たっては、いずれも処理計画書の第6面（備考）に留意してください。

なお、「目標」の各欄については建設業等のように受注によって大きく左右される場合も想定されますが、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとにして推計する等により数値を求めて記載してください。

また、数量は重量で記載することとされていますので、体積や個数で把握している場合には、重量に換算して記載してください。

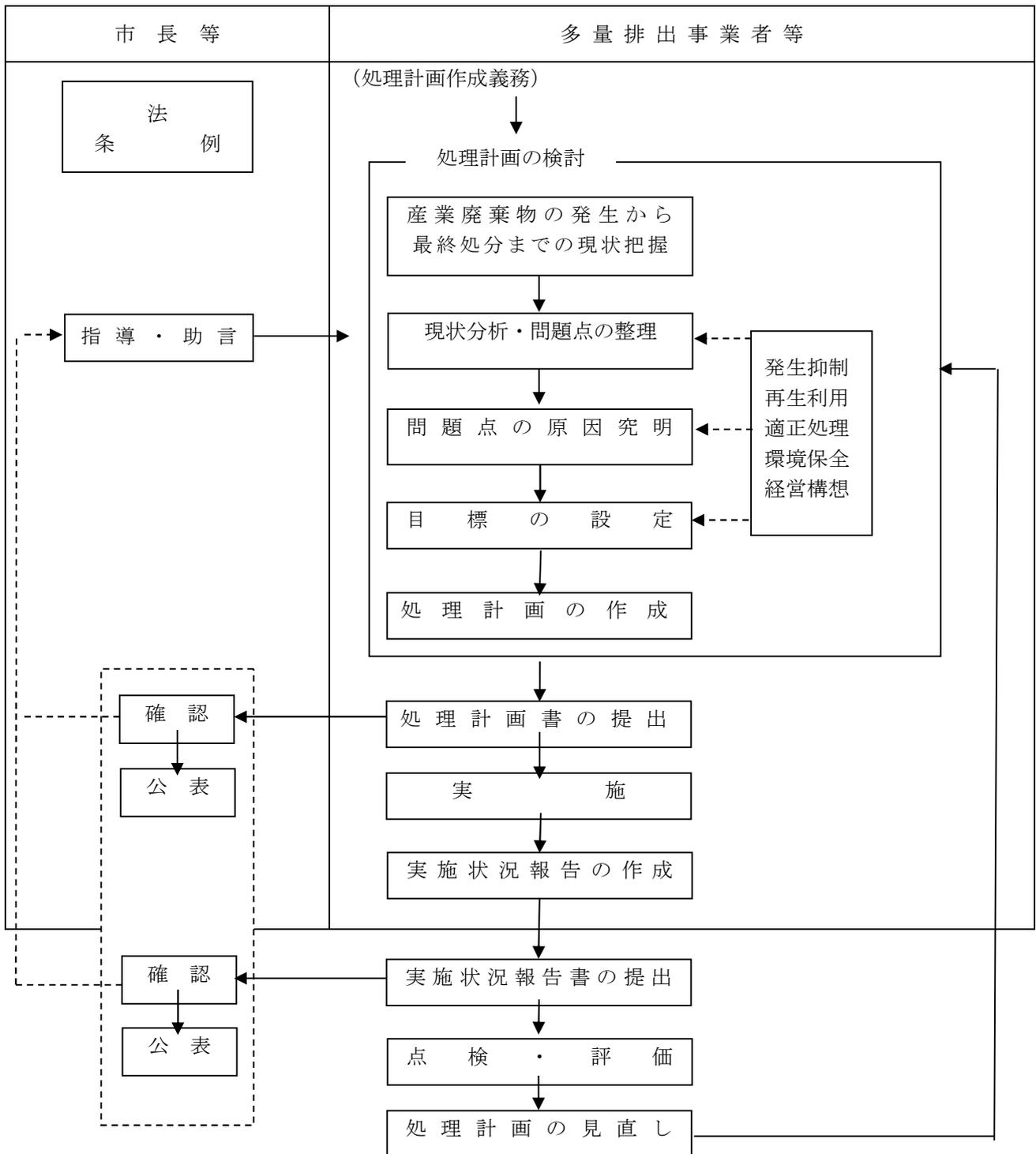
(3) 処理計画の提出期限

処理計画の市長への提出期限は、産業廃棄物処理計画及び特別管理産業廃棄物処理計画ともに省令第8条の4の5、第8条の17の2及び条例第79条第1項の規定により当該年度の6月30日となっています。処理計画書は1部を書面又は電子ファイルにより提出してください。

なお、提出者及び報告者については、製造業等の場合は、処理計画の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等（工場長、工場管理者、支店長等）とすることができます。

建設業等の場合は、原則として、処理計画の作成単位である支店等の代表者等（支店長等）とすることができます。

図4 処理計画等の作成・提出の流れ



(4) 実施状況報告の作成・様式

多量排出事業者は、前年度作成した処理計画の実施の状況について、省令第8条の4の6の規定に基づき省令様式第2号の9により報告してください。また、特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況については、省令第8条の17の3の規定に基づき省令様式第2号の14により報告してください。準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況については、規則第64条第2項に規定する規則様式第34号により報告してください。実施状況報告書への記載に当たっては、各様式（実施状況報告書）の第3面（備考）に留意し、てください。

なお、数値は、重量で記載することとされていますので、体積や個数で把握している場合には、重量に換算して記載してください。

(5) 実施状況の報告期限

実施状況の市長への報告期限は、産業廃棄物処理計画実施状況報告及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告ともに省令第8条の4の6及び第8条の17の3並びに条例第79条第2項の規定により、翌年度の6月30日です。実施状況報告書は1部を書面又は電子ファイルにより市長に提出してください。

なお、報告者については、製造業等の場合は、処理計画等の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等（工場長、工場管理者、支店長等）とすることができます。建設業等の場合は、原則として、処理計画等の作成単位である支店等の代表者等（支店長等）とすることができます。

6 公表

市長は住民への情報提供や周知を徹底し、もって事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による減量化の取組を推進するため、多量排出事業者による処理計画等は省令第8条の4の7及び第8条の17の4の規定により、また準多量排出事業者による処理計画等は、規則第64条第3項の規定により、インターネットの利用により公表することとされています。

なお、改正省令に規定する公表は平成23年10月1日に施行され、規則に規定する公表については平成23年度は縦覧により、平成24年度以降はインターネットの利用により行います。

[インターネットによる公表の方法]

長野市環境部廃棄物対策課のホームページで公表します。

7 様式

【省令第8条の4の5（1,000トン以上排出事業者用）】

様式第2号の8（第8条の4の5関係）

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）長野市長</p> <p style="text-align: right;">提出者</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	
② 事業の規模	
③ 従業員数	
④ 産業廃棄物の一連の処理工程	

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
(管理体制図)						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
①現状	【前年度（令和 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	排出量					
	産業廃棄物の種類					
	排出量					
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	排出量					
	産業廃棄物の種類					
	排出量					
	(今後実施する予定の取組)					
産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
①現状	【前年度（令和 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量						
	(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量						
	(今後実施する予定の取組)						
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項							
①現状	【前年度（令和 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量						
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量						
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量							
(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量						
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量						
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量							
(今後実施する予定の取組)							

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
①現状	【前年度（令和 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量						
(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量						
(今後実施する予定の取組)							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
①現状	【前年度（令和 年度）実績】							
	産業廃棄物の種類							
	全処理委託量							
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量							
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
	産業廃棄物の種類							
	全処理委託量							
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量							
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
	(これまでに実施した取組)							

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類						
	全処理委託量						
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量						
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量						
	産業廃棄物の種類						
	全処理委託量						
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量						
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量						
	(今後実施する予定の取組)						
	※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が12以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。
また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

処 理 事 項		産 業 廃 棄 物 の 種 類 (実績値・計画値)											合 計	
排出抑制に関する事項	前年度排出量(実績)													
	本年度排出量(計画)													
自ら行う(行った)再生利用に関する事項	前年度実績													
	本年度計画(目標)													
自ら行う(行った)中間処理に関する事項	自ら行う(行った)熱回収の量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
	自ら中間処理により減量する(した)量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
自ら行う(行った)埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	前年度実績													
	本年度計画(目標)													
処理の委託に関する事項	全処理委託量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
	優良認定処理業者への処理委託量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
	再生利用業者への処理委託量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
	認定熱回収業者への処理委託量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												

【記載方法】

- ・ 各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の上段に前年度の実績（現状）を、下段に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・ 「自ら行う再生利用に関する事項」の欄は、自ら直接再生利用した量と中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・ 「自ら行う埋立処分又は海洋投入処分に関する事項」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量を記載してください。
- ・ 「処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量及びそれぞれの内訳を記載してください。

[省令第8条の4の6 (1,000トン以上排出事業者用)]

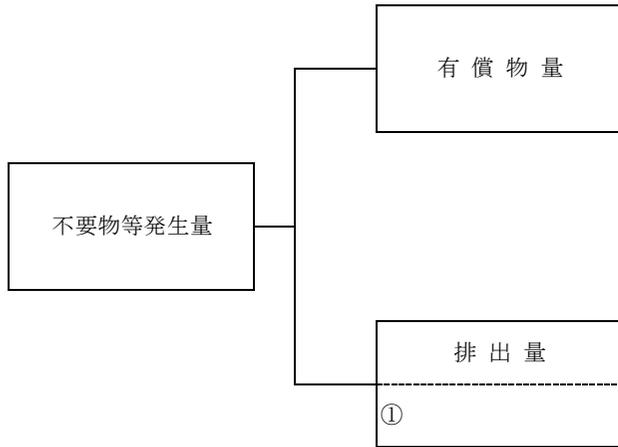
様式第2号の9 (第8条の4の6関係)

(第1面)

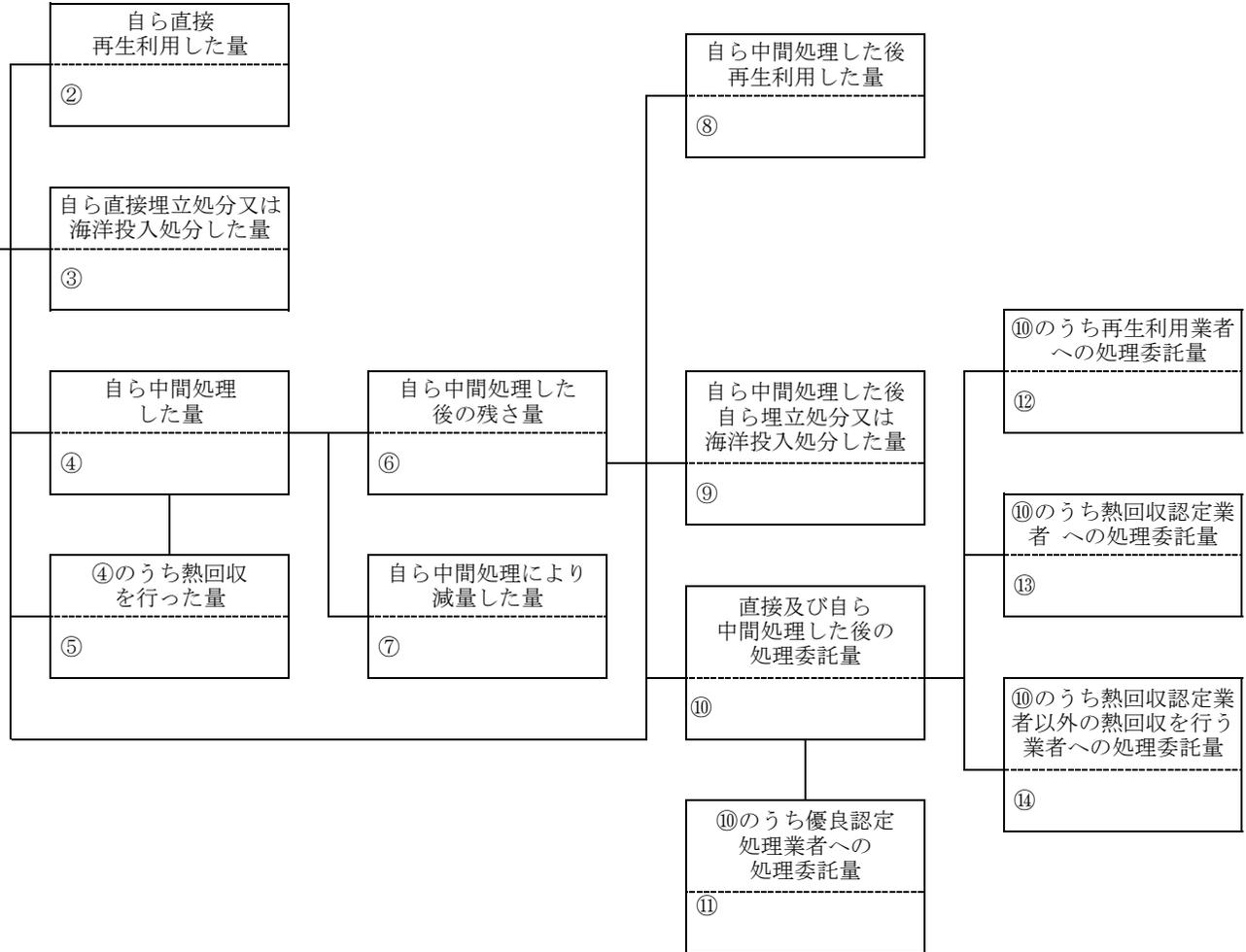
産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
(宛先) 長野市長		年 月 日	
		提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物処理計画 の実施状況を報告します。			
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間			
産業廃棄物処理計画における目標値			
項 目	目 標 値	項 目	目 標 値
排 出 量		全 処 理 委 託 量	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		再生利用業者への 処 理 委 託 量	
自ら中間処理 により減量する 産業廃棄物の量		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	
※事務処理欄			

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:)



項目	実績値
①排出量	
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が12以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）

	目標値	産業廃棄物の種類（実績値）											合計	
排出量	①													
自ら直接再生利用した量	②													
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③													
自ら中間処理した量	④													
④のうち熱回収を行った量	⑤													
自ら中間処理したのちの残さ量	⑥													
自ら中間処理により減量した量	⑦													
自ら中間処理したのち再生利用した量	⑧													
②+⑧自ら再生利用を行った量														
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑨													
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量														
直接及び自ら中間処理したのちの処理委託量	⑩													
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪													
⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑫													
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬													
⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑭													

※ 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。

【省令第8条の17の2（特別管理産業廃棄物50トン以上排出事業者用）】

様式第2号の13(第8条の17の2関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
年 月 日	
(宛先) 長野市長	
提出者 住 所 氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計 画 期 間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	
② 事業の規模	
③ 従業員数	
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理工程	

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)					
--------------------------------------	--	--	--	--	--

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
①現状	【前年度（令和 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	排 出 量				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	排 出 量				
(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	排 出 量				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	排 出 量				
(今後実施する予定の取組)					

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項					
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)				
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)				

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度（令和 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量					
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量					
	(今後実施する予定の取組)					
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（令和 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量					
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量						
(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量					
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量						
(今後実施する予定の取組)						

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項							
①現状	【前年度（令和 年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量						
	特別管理産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量						
(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量						
	特別管理産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量						
(今後実施する予定の取組)							
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
①現状	【前年度（令和 年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類						
	全処理委託量						
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量						
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	特別管理産業廃棄物の種類						
	全処理委託量						
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量						
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	(これまでに実施した取組)						

②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	全処理委託量					
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量					
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	全処理委託量					
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量					
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量					
	(今後実施する予定の取組)					
	電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和 年度)実績】				
特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)						
(今後実施する予定の取組等)						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が10以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

特別管理産業廃棄物処理計画書（特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量）

処 理 項 目		特別管理産業廃棄物の種類										合 計	
排出抑制に関する事項	前年度排出量(実績)												
	本年度排出量(計画)												
自ら行う(行った) 再生利用に関する事項	前年度実績												
	本年度計画(目標)												
自ら行う (行った) 中間処理に 関する事項	自ら行う(行っ た)熱回収の量	前年度実績											
		本年度計画(目標)											
	自ら中間処理 により減量 する(した)量	前年度実績											
		本年度計画(目標)											
自ら行う(行った) 埋立処分に関する事項	前年度実績												
	本年度計画(目標)												
処理の 委託に 関する 事項	全処理委託量	前年度実績											
		本年度計画(目標)											
	優良認定処理業者 への処理委託量	前年度実績											
		本年度計画(目標)											
	再生利用業者への 処理委託量	前年度実績											
		本年度計画(目標)											
	認定熱回収業者へ の処理委託量	前年度実績											
		本年度計画(目標)											
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	前年度実績											
		本年度計画(目標)											

【記載方法】

- ・ 各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の上段に前年度の実績（現状）を、下段に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・ 「自ら行う再生利用に関する事項」の欄は、自ら直接再生利用した量と中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・ 「自ら行う埋立処分又は海洋投入処分に関する事項」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量を記載してください。
- ・ 「処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量及びそれぞれの内訳を記載してください。

[省令第8条の17の3（特別管理産業廃棄物50トン以上排出事業者用）]

様式第2号の14(第8条の17の3関係)

(第1面)

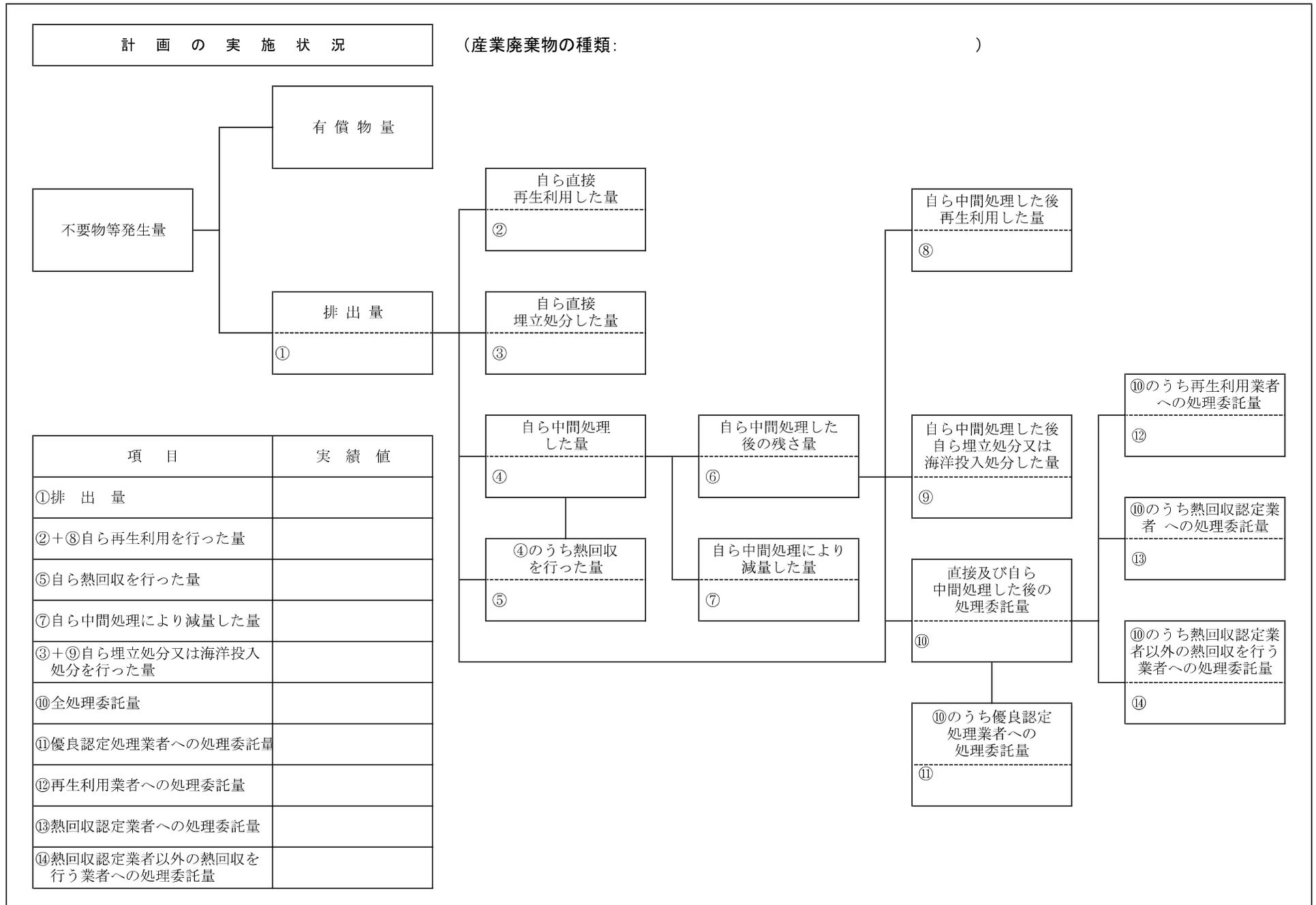
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
(宛先) 長野市長		年 月 日	
提出者 住 所 氏 名		(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第12条の2 第11項の規定に基づき、		年度の特別管理産業 廃棄物処理計画の実施状況を報告します。	
事 業 場 の 名 称			
事 業 場 の 所 在 地			
事 業 の 種 類			
特別管理産業廃棄物処理計画 における計画期間			
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項 目	目 標 値	項 目	目 標 値
排 出 量		全 処 理 委 託 量	
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への 処 理 委 託 量	
自ら中間処理 により減量する 特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		前年度	
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況（特別管理産業廃棄物の実績の量）

	目標値	特別管理産業廃棄物の種類（実績値）										合計
排出量	①											
自ら直接再生利用した量	②											
自ら直接埋立処分した量	③											
自ら中間処理した量	④											
④のうち熱回収を行った量	⑤											
自ら中間処理したのちの残さ量	⑥											
自ら中間処理により減量した量	⑦											
自ら中間処理したのち再生利用した量	⑧											
②+⑧自ら再生利用を行った量												
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑨											
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量												
直接及び自ら中間処理したのちの処理委託量	⑩											
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪											
⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑫											
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬											
⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑭											

※ 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が10以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

【条例施行規則64条関係（500 t 以上1000 t 未満排出事業者用）】

（様式第33号）（第64条関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
年 月 日	
（宛先）長野市長	
提出者 住 所 氏 名	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する 条例第79条第1項の規定により提出します。	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計 画 期 間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	
② 事業の規模	
③ 従業員数	
④ 産業廃棄物の一連の処理工程	

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
(管理体制図)						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
①現状	【前年度（令和 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	排 出 量					
	産業廃棄物の種類					
	排 出 量					
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	排 出 量					
	産業廃棄物の種類					
	排 出 量					
	(今後実施する予定の取組)					
産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
①現状	【前年度（令和 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量						
	(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量						
	(今後実施する予定の取組)						
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項							
①現状	【前年度（令和 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量						
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量						
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量							
(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量						
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量						
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量							
(今後実施する予定の取組)							

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
①現状	【前年度（令和 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量						
(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量						
(今後実施する予定の取組)							
産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
①現状	【前年度（令和 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類						
	全処理委託量						
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量						
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量						
	産業廃棄物の種類						
	全処理委託量						
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量						
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量						
(これまでに実施した取組)							

②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類							
	全処理委託量							
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量							
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量							
	産業廃棄物の種類							
	全処理委託量							
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量							
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量							
	(今後実施する予定の取組)							
	※事務処理欄							

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が12以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。
また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

処 理 事 項		産 業 廃 棄 物 の 種 類												
														合 計
排出抑制に関する事項	前年度排出量(実績)													
	本年度排出量(計画)													
自ら行う(行った)再生利用に関する事項	前年度実績													
	本年度計画(目標)													
自ら行う(行った)中間処理に関する事項	自ら行う(行った)熱回収の量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
	自ら中間処理により減量する(した)量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
自ら行う(行った)埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	前年度実績													
	本年度計画(目標)													
処理の委託に関する事項	全処理委託量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
	優良認定処理業者への処理委託量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
	再生利用業者への処理委託量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
	認定熱回収業者への処理委託量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												

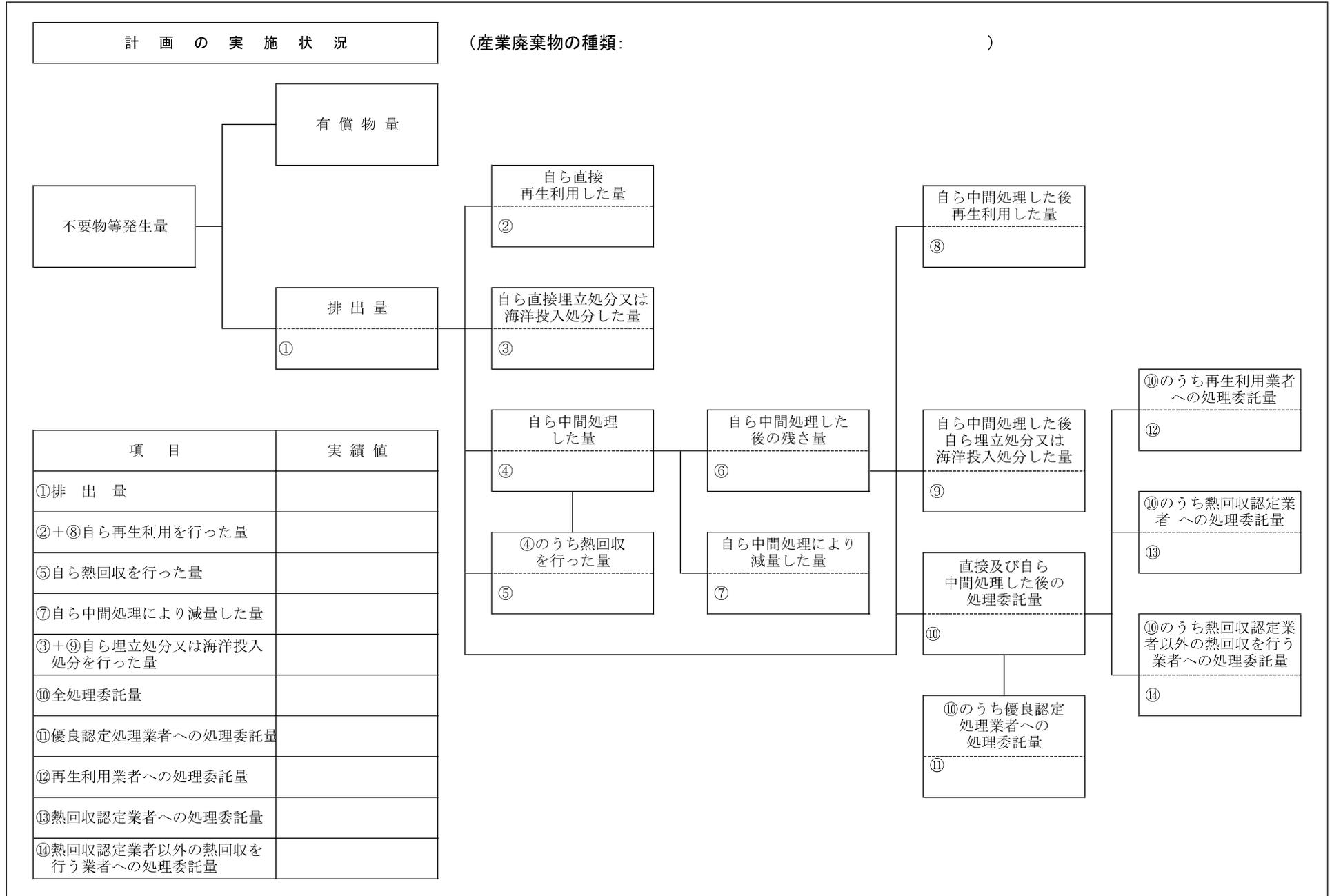
【記載方法】

- ・ 各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の上段に前年度の実績（現状）を、下段に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・ 「自ら行う再生利用に関する事項」の欄は、自ら直接再生利用した量と中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・ 「自ら行う埋立処分又は海洋投入処分に関する事項」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量を記載してください。
- ・ 「処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量及びそれぞれの内訳を記載してください。

産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）

	目標値	産業廃棄物の種類（実績値）											合計
排出量	①												
自ら直接再生利用した量	②												
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③												
自ら中間処理した量	④												
④のうち熱回収を行った量	⑤												
自ら中間処理したのちの残さ量	⑥												
自ら中間処理により減量した量	⑦												
自ら中間処理したのち再生利用した量	⑧												
②+⑧自ら再生利用を行った量													
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑨												
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量													
直接及び自ら中間処理したのちの処理委託量	⑩												
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪												
⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑫												
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬												
⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑭												

※ 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が12以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

8 関係法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（事業者の処理）

第12条

9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

11 都道府県知事は、第9項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第12条の2

10 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

11 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

12 都道府県知事は、第10項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

（電子情報処理組織の使用）

第12条の5 第12条の3第1項に規定する事業者であつて、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物（その運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要があるものとして環境省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を生ずる事業場を設置している事業者として環境省令で定めるもの（以下この条において「電子情報処理組織使用義務者」という。）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（第12条の3第1項に規定する環境省令で定める場合及び電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して第13条の2第1項に規定する情報処理センター（以下この条において単に「情報処理センター」という。）に登録することが困難な場合として環境省令で定める場合を除く。）には、運搬受託者及び処分受託者（その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回路で接続されている者に限る。以下この条において同じ。）から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを經由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録しなければならない。この場

合において、当該電子情報処理組織使用義務者は、運搬受託者及び処分受託者から報告することを求め、かつ、情報処理センターに登録したときは、第12条の3第1項の規定にかかわらず、当該運搬受託者又は処分受託者に対し管理票を交付することを要しない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

（産業廃棄物の多量排出事業者）

第6条の3 法第12条第9項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者とする。

（特別管理産業廃棄物の多量排出事業者）

第6条の7 法第12条の2第10項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

（多量排出事業者の産業廃棄物処理計画）

第8条の4の5 法第12条第9項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の8による計画書を当該年度の6月30日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- 十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

（実施の状況の報告）

第8条の4の6 法第12条第10項の規定による報告は、様式第2号の9による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。

（計画及び実施の状況の公表）

第8条の4の7 法第12条第11項の規定による公表は、同条第9項の計画の提出又は同条第10項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)

第8条の17の2 法第12条の2第10項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の13による計画書を当該年度の6月30日までに提出することとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 計画期間

三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

四 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

五 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

六 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

七 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

八 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

九 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

十 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

十一 電子情報処理組織の使用に関する事項

(実施の状況の報告)

第8条の17の3 法第12条の2第11項の規定による報告は、様式第2号の14による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第8条の17の4 法第12条の2第12項の規定による公表は、同条第10項の計画の提出又は同条第11項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(電子情報処理組織を使用してその運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要のある産業廃棄物)

第8条の31の2 法第12条の5第1項の環境省令で定める産業廃棄物は、法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものを除く。)とする。

(電子情報処理組織使用義務者)

第8条の31の3 法第12条の5第1項の環境省令で定める事業者は、当該年度の前々年度において産業廃棄物(前条に規定するものに限る。以下この条において同じ。)の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者(当該事業場から生ずる産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限る。)とする。

(情報処理センターに登録することが困難な場合)

第8条の31の4 法第12条の5第1項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により、電子情報処理組織を使用して、法第12条の5第1項の規定による登録、同条第3項若しくは第4項の規定による報告又は同条第5項の規定による通知をすることが困難であると認められる場合

二 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合

三 電子情報処理組織使用義務者の常勤の役員又は職員の年齢が、平成31年3月31日においていずれも65歳以上である場合であって、その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と電気通信回線で接続されていない場合

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例

(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)

第79条 その事業活動に伴う前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満である事業場を市内に設置している事業者(次項において「準多量排出事業者」という。)は、毎年6月30日までに、規則で定めるところにより、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

2 準多量排出事業者は、毎年6月30日までに、前項の計画の実施の状況について、市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による計画の提出及び前項の規定による実施状況の報告があったときは、規則で定めるところにより、これらを公表しなければならない。

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則

(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)

第64条 条例第79条第1項の規定による計画の提出は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理計画書(様式第33号)により行うものとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 計画期間

(3) 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

(4) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(5) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(6) 産業廃棄物の分別に関する事項

(7) 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

(8) 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

(9) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

(10) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

2 条例第79条第2項の規定による報告は、産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第34号)により行うものとする。

3 条例第79条第3項の規定による公表は、同条第1項の規定による計画の提出及び同条第2項の規定による報告を受けた後、速やかにインターネットの利用により公表することにより行うものとする。

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例

第84条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(略)

(4) 第79条第1項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者

(5) 第79条第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

産業廃棄物の種類と具体例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	(2)汚泥	廃水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥等
	(3)廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4)廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	(5)廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液等、すべてのアルカリ性廃液
	(6)廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状、液状のすべての合成高分子系化合物
	(7)ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8)金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等
	(9)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、石膏ボード等
	(10)鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11)がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片その他これらに類する不要物
	(12)ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであつて集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13)紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14)木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等
	(15)繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16)動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等
	(17)動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、にわとり等のふん尿
	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、にわとり等の死体
	(20)以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固形化物）	

特別管理産業廃棄物の種類と具体例

種 類	性 状 及 び 具 体 例	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類で引火点 70℃未満のもの	
廃酸	PH2.0 以下の酸性廃液	
廃アルカリ	PH12.5 以上のアルカリ性廃液	
感染性産業廃棄物	感染の恐れのある産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管など）	
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等	廃PCB、PCBを含む廃油
	PCB汚染物	廃PCB及びPCBを含む廃油、PCBが塗布、染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、PCBが付着封入された金属くず等
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの
	廃石綿等 (飛散性のあるもの)	建築物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材や、その除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着している恐れのあるもの等
	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を基準値以上含んでいる汚泥、鉍さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃えがら、ばいじんなど